

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県農林関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(家畜防疫対策課)

ページ
一

号外(一) 令和元年十月三十一日

規則

岐阜県農林関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十四号

岐阜県農林関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県農林関係手数料徴収条例施行規則(平成二十一年岐阜県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 条例別表七の表に規定する手数料

第二条に次の二号を加える。

八 条例別表二十の表に規定する手数料(家畜人工授精講習会手数料及び家畜受精卵移植講習会手数料を除く。)

九 条例別表二十一の表に規定する手数料

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(岐阜県証紙条例施行規則の一部改正)

2 岐阜県証紙条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表四の項第二号から第四号までを削る。

令和元年十月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社